

子ども読書諫早プラン

(第3次諫早市子ども読書活動推進計画)



平成30年10月

諫早市教育委員会

■目次

第1章 計画の策定について

- | | | | |
|---|---------|------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | ・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | ・・・・・・・・・・ | 1 |
| 3 | 計画の期間 | ・・・・・・・・・・ | 1 |

第2章 家庭・地域における読書活動の推進

- | | | | |
|---|------------------|------------|---|
| 1 | 家庭・地域における読書活動の推進 | ・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|------------------|------------|---|

第3章 学校・園における読書活動の推進

- | | | | |
|---|------------------|------------|----|
| 1 | 読書習慣の確立・読書指導の推進 | ・・・・・・・・・・ | 7 |
| 2 | 学校図書館及び園の読書環境の充実 | ・・・・・・・・・・ | 11 |
| 3 | 障害のある子どもの読書活動の推進 | ・・・・・・・・・・ | 14 |

第4章 図書館における読書活動の推進

- | | | | |
|---|----------------|------------|----|
| 1 | 図書館における読書活動の推進 | ・・・・・・・・・・ | 16 |
|---|----------------|------------|----|

第5章 計画の推進

- | | | | |
|---|------------------|------------|----|
| 1 | 家庭・地域における読書活動の推進 | ・・・・・・・・・・ | 22 |
| 2 | 学校・園における読書活動の推進 | ・・・・・・・・・・ | 22 |
| 3 | 図書館における読書活動の推進 | ・・・・・・・・・・ | 23 |

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が、2001年（平成13年）12月に施行されて、17年が経過しました。国は、2002年（平成14年）8月に子どもの読書活動の推進に関する施策の、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、以降、5年ごとに見直しを行い、現在、第3次計画に基づき施策を推進しています。

本市では国及び県の計画を受け、平成19年8月に「子ども読書諫早プラン」を策定、平成24年に第2次諫早市子どもプランを策定し、子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけてきました。そして、平成19年度から平成28年度までの10年間に、家庭・地域・図書館・学校等で、子どもの読書活動を推進するための様々な取組を実施してきました。

第3次子ども読書諫早プランは、第2次計画に基づく取組を評価し、項目を整理するとともに、子どもの成長に関わる個人や団体、機関の協力を得ながら、子どもの読書活動を総合的かつ横断的に推進することを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2次諫早市総合計画の基本政策の一つである「こころ豊かなひとづくり」を実現するための施策に基づく、第2期諫早市教育振興基本計画の「生き抜く力」を育てる教育の推進における子どもの読書環境の整備のための計画です。

3 計画の期間

平成30年度から概ね5年間とします。

第2章 家庭・地域における読書活動の推進

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 第2次プランにおける取組と課題

【取組】

① 家庭での読書状況

諫早市PTA連合会に協力を得て、年間活動の重点目標として、『親子読書活動10分間運動の推進：家読（うちどく）』を掲げて取り組みました。

② 子どもを取り巻くメディア環境への対処

長崎県メディア安全指導員などを連携し、子どもや保護者向けに講演会等を通じて啓発を行いました。（H29年度受講者数：8,846人）

また、諫早市PTA連合会では、「親子の対話」「10時でおしまい」「フィルタリング100%」というルールを決定し、各PTAへ呼びかけを行いました。

③ 公民館図書室の充実

年度当初に図書室を設置している8公民館の担当職員（公民館職員・社会教育指導員）を対象にして、図書室業務・図書購入・選書等の基礎的な図書室運営についての説明会を実施しました。

8公民館において、図書館と情報交換や連携を図り、適切な選書と円滑な図書購入・発注・蔵書点検を実施し、蔵書の充実と図書室の環境整備に取り組みました。

④ 読書活動推進についての広報の充実

読書に関わる行事やイベントの案内を、公民館便りやチラシ、ホームページ等を通して行いました。

【課題】

家庭における読書活動の推進に関しては、P T Aの果たす役割は大きいため、今後もP T A連合会と連携をさらに深めていく必要があります。

また、家読の推進については、学校やP T A、学校図書館だけではなく、市立図書館や公民館図書室などと連携した、総合的・横断的な取組が必要です。

急速に進む高度情報化社会で、インターネットやスマートフォンなど、情報メディアの利用に関する様々な問題が指摘されており、子どもの読書の時間の確保のために、情報メディアの問題に関する教育や啓発を今後も継続していく必要があります。

(2) 今後の方針

読書の良さや大切さを、子どもたちにとって一番身近な家庭に理解してもらうよう働きかけていきます。

子どもたちが、じっくりと本と向き合う時間を確保できるように働きかけるとともに、子どもたちの身の回りの読書に関わる環境が充実するように努めます。

今後も、諫早市P T A連合会の協力を得て、家庭で親子がふれあい、読書に親しむ「親子読書活動10分間運動（家読）」に取り組みながら、家庭での読書の習慣づけを図ります。

また、インターネットやテレビやゲーム機、スマートフォンといった、メディア機器の急速な普及は、子どもたちが本と向き合う時間を奪い、本離れや活字離れといった問題を引き起こしていますので、「メディアコントロール」^{※1}を推進しながら、読書の良さや大切さを啓発する活動を継続していきます。

※1 メディアコントロール：

一日の中で電子メディアに接触する時間を決めてコントロールすることで、メディアとの関わり方を見直す機会とし、生活リズムの改善を図るとともに、家族とのふれあいの時間をもつことを目的として取り組むもの

(3) 具体的な取組

① 「親子読書活動10分間運動（家読）」の推進

家庭における親子での読書や読み語りなど、子どもたちが保護者と本に親しむとともに、保護者が読書の良さや大切さを認識する取組を推進します。

加えて、子どもたちの読書に関わる団体が保護者や地域社会に対し、読書活動の推進及びメディアの利用に関わる情報の提供を行うよう働きかけます。

また、本計画に基づいた取組の点検、評価を行い、改善に活かすため、家庭での読書状況の把握に努めます。

② 子どもを取り巻くメディア環境への対処

子どもたちがじっくりと本に向かい合う時間を取り戻すため、メディアの適切な利用について保護者や児童生徒と考えるメディアコントロールの一環である「ノーメディアデー」^{※1}の取組を推進します。

※1 ノーメディアデー：

子どもたちがテレビやゲーム等のメディアから離れ、親子でふれあったり、読書をしたりする日を設定し、取り組むもの

③ 公民館図書室の充実

市立図書館と連携を図りながら、子どもからお年寄りまで、あらゆる年齢層の市民が、地域で読書に親しむ機会と環境づくりを行います。

図書室を設置している公民館の担当職員（公民館職員・社会教育指導員）を対象にして、図書室業務・図書購入・選書等、円滑な図書室運営についての研修を実施します。

地域住民のニーズに応じた選書を実施するために、リクエストやベストセラーを参考にし、公民館講座（青少年）の内容に関連する本を選定したりして、利用促進につなげます。

また、図書ボランティアの養成を目的とした講座を計画的・継続的に実施し、読み語りや、配架、本の補修の仕方等の習得を図るとともに、実際に図書室運営に参画できる人材の育成を目指します。

④ 市立図書館の活用の推進

市内全小学校の新入生と保護者へ、市立図書館を活用した「家読」に関する案内と児童・保護者用の図書館利用登録申込書を配布し、親子での図書館活用を進めます。

家庭・地域における読書活動の推進【評価の根拠】

- ① 「親子読書活動10分間運動（家読）」の取組状況
- ② 公民館図書室における児童図書貸出冊数の推移



〔市立図書館の活用の推進〕



〔「親子読書活動10分間運動（家読）」の推進〕

第3章 学校・園における読書活動の推進

1 読書習慣の確立・読書指導の推進

(1) 第2次プランにおける取組と課題

【取組】

① 貸出冊数の大幅増加

学校図書館運営計画のもと、司書教諭^{※1}などの学校図書館教育担当教員と学校図書館運営支援員^{※2}が中心となり、児童生徒の読書活動の推進や学校図書館環境の充実等が図られ、児童・生徒一人あたりの貸出冊数が5年間で、小学校1.8倍(59.6冊から104.5冊)、中学校2.2倍(10.7冊から23.3冊)に増加しました。

※1 司書教諭：

司書教諭の講習を修了した教諭に発令。学校経営方針に基づき、学校図書館の利用指導計画等を立案し、図書館運営の中心的な役割を果たすとともに、図書館を使った授業の支援を行うなど、図書館教育の推進を図り子どもの読書活動を推進する。

※2 学校図書館運営支援員：

諫早市において平成24年9月から市内小・中学校42校に1名ずつ配置(司書・司書補、司書教諭の資格を持つ者、教員免許保持者、図書館勤務経験者、図書ボランティア経験者など)。学校経営方針に基づき、学校図書館の運営の主務者である学校図書館教育担当教員(司書教諭など)の業務を支援し、子どもの読書活動を推進する。

② 読書週間等の設定

各学校において、「子ども読書の日」や「読書週間」、「図書館イベント」等を学校の実情に応じて設定・実施し、読書に親しむ態度・習慣の育成が図られました。

③ 朝の10分間読書の推進

市内全42小・中学校において、週当たり複数回の実施がなされました。

④ 学校図書館における授業支援の充実

各学校において、学校図書館活用年間指導計画を作成し、学校図書館運営支援員による教科に関する図書や調べ学習の図書の準備等の対応が図られ、学校図書館の活用が進みました。

⑤ 幼稚園・保育所(園)・認定こども園(以下、「幼稚園等」という。)における読書の機会の増加

市立図書館から学校、幼稚園等への訪問を行い、絵本の読み語りやパネルシアター^{※1}を行いました。

※1 パネルシアター：

パネル布を貼った舞台に人形や背景の絵を貼ったり外したり移動したりしながら物語を演じるもの。

⑥ 教職員・学校図書館運営支援員の研修充実

「学校図書館の環境づくり」「図書管理システムの活用」「学校図書館行事の留意点」などについての研修を計画的に実施し、実務能力の向上を図りました。また、図書館教育や図書館運営に対する理解を深めるため、若手教職員の社会貢献活動研修や、中堅教諭の社会体験活動研修の対象者の市立図書館への受け入れも積極的に行いました。

【課題】

今後も、学校図書館運営計画や活用指導計画等を基にした計画的な学校図書館の活用を推進するとともに、司書教諭を中心とする教職員と学校図書館運営支援員とが連携し、授業における学校図書館図書・資料等の活用促進を図る必要があります。

また、小学校では、授業時数が増加することにより、朝の10分間読書の時間の確保が継続した課題となります。週当たり複数回実施のための時間割の工夫や、家庭と連携した「家読」の推進など、子どもたちの読書習慣確立のための取組を継続する必要があります。

(2) 今後の方針

各学校において、子どもの発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせる学校図書館運営を推進していきます。全校で取り組む「読書の時間」の複数日実施を継続し、読書への関心を高める取組を推進するとともに、家庭とも連携して子どもの読書機会の確保に努めます。

教職員や学校図書館運営支援員に対しては、読書活動の推進や読書指導に係る内容の研修を実施し、資質の向上に努めます。

幼稚園等においても、市立図書館やボランティアと連携し、園児の読書機会の増加を図ります。

(3) 具体的な取組

① 読書習慣形成を目指す学校図書館運営の工夫の推進

各学校の教職員と学校図書館運営支援員が中心となり、貸出冊数の増加や、不読者0を目指す学校図書館運営の工夫を推進します。

② 授業支援の充実

各学校において、学校図書館活用年間指導計画を作成するなどして、調べ学習や多様な学習に対応できるよう蔵書を充実させたり、関連教科・領域毎に特化したコーナーを設置したりするなど、学校図書館の活用推進を継続します。

また、友人同士で本を薦め合う活動(ブックトークやビブリオバトル等)を通して、読書への関心を高める取組の充実を図ります。

③ 読書週間等の設定

各学校において、「子ども読書の日」および「読書週間・読書月間」を設定するなど、学校の実情に応じて様々な工夫を凝らし、読書に親しむ態度や読書習慣を形成していきます。

④ 学校における「読書の時間」の設定

全校で取り組む10分～15分程度の「読書の時間」を、全小・中学校において、週2日以上実施することを目指します。

⑤ 家庭と連携した読書機会の確保

学校においても「家読（うちどく）」の実施を呼びかけるなど、家庭と連携した子どもの読書機会の確保に努めます。

⑥ 教職員・学校図書館運営支援員の研修充実及び連携強化

学校図書館教育担当教員（司書教諭等）や学校図書館運営支援員に対して、教育委員会による研修を実施し、図書管理システムの円滑な運用をはじめとする学校図書館運営に係る実務能力の向上を図ります。

更に、各学校において、読書活動の推進や学校図書館を活用した学習活動の進め方に係る校内研修の実施を推進します。同時に、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図るため、校外の研修や研究会への積極的な参加を促すとともに、図書館教育への理解を深めるために、若手及び中堅の教職員の社会体験活動研修の一環としての市立図書館での研修受け入れも積極的に行います。

また、学校図書館教育担当教員と学校図書館運営支援員の連携をさらに強化し、子どもが様々な図書にふれる機会を設けるなど、学校内での読書活動の活発化を図ります。

⑦ 幼稚園等における読書の機会増加

市立図書館から、希望する幼稚園等へ出向き、本の読み語りなどを通じて読書機会を増やすよう努めます。

また、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、子どもが様々な機会を通じて絵本や物語にふれることができるよう工夫します。

2 学校図書館及び園の読書環境の充実

(1) 第2次プランにおける取組と課題

【取組】

① 図書の配架・レイアウト・紹介方法等の工夫

各学校の教職員と、学校図書館運営支援員、市立図書館員、学校図書ボランティアが連携して、配架の工夫や図書展示の工夫、ポップなどの書籍紹介の工夫を行うなど、子どもたちが足を運びやすい学校図書館へと環境整備が進みました。

② 魅力ある図書の充実

小・中学校とも、学校ごとに子どもの実態やニーズに応じた新刊図書を購入するとともに、学習指導要領の学習内容に対応した資料・写真等を掲載した図鑑や事典等を計画的に購入し、学校図書館の図書の充実に努めました。

③ 学校及び幼稚園等への市立図書館の団体貸出

市立図書館からの団体貸出の活用を進め、継続的な利用へつなげました。

また、移動図書館にて、学校及び幼稚園等へ定期巡回及び臨時巡回しました。

④ 学校図書ボランティアの育成・支援

学校図書ボランティアは、小学校26校中学校10校で活動しています。各学校では図書ボランティアが活動しやすいように活動場所の確保や消耗品の購入をしたり、教育委員会では団体活動保険（ボランティア保険）への加入を推進したりするなど、活動環境を整え支援しました。

また、各学校の図書ボランティアの連携や活動の発展・向上を目的とする「諫早学校図書ボランティアネットワーク『心のたね』」の活動を支援しました。

【課題】

今後は、学校図書館の蔵書の状況を把握し、積極的な図書の更新に努めるとともに、配架や図書展示の方法等の工夫を継続し、子どもの実態やニーズに応じた魅力的な学校図書館環境を維持・向上していく必要があります。また、学校図書ボランティアへの活動支援も継続し、さらなる連携強化を図っていく必要があります。

(2) 今後の方針

学校図書館等の読書活動は、「子どもの健やかな成長」を強く意識して行われるものです。一人一人の子どもにとって、素晴らしい本との出会いの場となるよう、魅力的な学校図書館資料の整備・充実に努めるとともに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としてだけではなく、「みんなが集う明るい空間づくり」を進めます。

そのためには、学校図書ボランティアの協力も不可欠であるため、学校図書ボランティアへの支援も継続していきます。

(3) 具体的な取組

① 学校図書館整備事業の推進

児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料の整備・充実により一層進めていきます。また、破損や学習資料として利用しなくなった本などは、更新に努めるなど、魅力ある図書のさらなる充実に努めます。

② 図書の配架・レイアウト・紹介方法等の工夫

各学校の教職員と学校図書館運営支援員が中心となり、市立図書館や学校図書ボランティアとも連携を図りながら、配架の工夫や、時季に応じた図書の展示・紹介の工夫を行うなど、子どもたちが足を運びやすい学校図書館とするための環境整備を推進します。

③ 幼稚園等への団体貸出

市立図書館からの団体貸出（1か月100冊貸出し）の活用を継続して推奨します。

④ 移動図書館の活用

学校及び幼稚園等への継続した定期巡回、希望する学校及び幼稚園等への臨時巡回による移動図書館の活用を推奨し、読書環境の充実に努めます。

⑤ 学校図書ボランティアとの連携協力

学校と学校図書ボランティアとの連携や、ボランティア活動の発展・向上を目的とする「学校図書ボランティアネットワーク『心のたね』」の活動を支援します。また、各学校の学校図書ボランティアが活動しやすいような環境整備に努めるとともに、研修会や講座に関する情報提供を行います。



〔図書ボランティアとの連携〕



〔「読書の時間」の設定〕

3 障害のある子どもの読書活動の推進

(1) 第2次プランにおける取組と課題

【取組】

① 障害の状態に応じた読書活動の推進

各教科・生活単元学習等において、学習に関連した絵本や本などを、教師と一緒に楽しむ場面を設定するなど、一人一人の子どもの実態に応じて、読書への意欲や関心を高めることに努めました。また、特別支援教育担当者研修会において、選書や読み語りの在り方などについて、情報交換等を行ったことをもとに、一人一人の子どもの読書活動の充実に努めました。

② 市立図書館等との連携

特別支援学級における市立図書館の学級文庫の利用が活発になりました。また、市立図書館においてLLブック^{※1}やバリアフリー絵本^{※2}の充実に努めました。

※1 LLブック：

知的障害や学習障害などがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本。

※2 バリアフリー絵本：

点字絵本や布絵本、音声がついた絵本など、障害の有無にかかわらず楽しめる絵本。

【課題】

特別支援学級担任と学校図書館教育担当教員（司書教諭など）と学校図書館運営支援員、市立図書館員との連携をさらに進める必要があります。

(2) 今後の方針

一人一人の教育的ニーズに応じた図書館資料の充実に努め、自発的な読書を促す工夫に取り組みます。また、学校間および市立図書館との連携を進めます。

(3) 具体的な取組

① 豊かな読書活動の推進

一人一人の特性に応じた読書活動が充実するよう、各教科・生活単元学習等において、学習に関連した絵本や本などを教師と一緒に楽しむ場面を設定するなど、本を読もうとする意欲や読書への関心を高める取組を推進します。

また、一人一人の子どもの実態に応じた読書活動が充実するよう、特別支援教育担当者研修会において、選書や読み語りの在り方などについて情報交換等を行っていきます。

② 市立図書館等との連携

市立図書館において、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の充実に努めます。

また、市立図書館から、おはなし会を希望する特別支援学校や特別支援学級へ出向き、絵本の読み語りやパネルシアター、ブックトークなどを行います。

学校・幼稚園等における読書活動の推進【評価の根拠】

- ① 年度末蔵書数調査（市が毎年実施、全校対象）
 - ・児童生徒一人あたりの年間貸出冊数
 - ・各学校の学校図書館用図書整備状況
- ② 研修会提出資料（学校図書館教育担当者、学校図書館運営支援員対象）
 - ・読書週間、読書月間等の実施状況
 - ・学校図書館行事实施状況
- ③ 学校図書館運営支援員配置アンケート（市が毎年実施、全校長対象）
 - ・学校図書館環境整備状況
- ④ 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省が隔年実施、全校対象）
 - ・読書活動実施状況
- ⑤ 「読書の現状に関する調査」（長崎県が毎年実施、抽出校対象）
 - ・読書月間の読書率（不読者率）
- ⑥ 教職員研修等実施状況

第4章 図書館における読書活動の推進

1 図書館における読書活動の推進

(1) 第2次プランにおける取組と課題

【取組】

① 市立図書館と学校図書館との連携

学級文庫、教材貸出等の利用について、学校図書館教育担当教員（司書教諭等）及び学校図書館運営支援員への研修会を実施し、利用の活発化や継続した情報交換につながりました。

② ブックスタートとフォローアップ

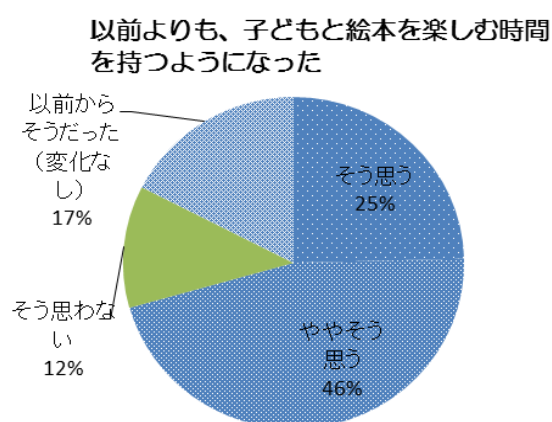
子どもの読書推進において、ブックスタートは、特に重要かつ効果的な事業です。1歳半健診受診者一人一人に絵本を手渡したほか、保健師と連携し、未受診者への訪問配付も実施しました。また、乳児健診時のプレ・ブックスタートや赤ちゃん向け、幼児向けのおはなし会もフォローアップ事業として、継続して進めました。

平成28年度3歳児健診時には、

ブックスタートに関するアンケートを実施し、88パーセントの親子が絵本を楽しむ時間を持っていることが分かりました。

また、乳児健診時の絵本の読み語りやプレ・ブックスタートにより0歳児期からの絵本への関心が高まり、赤ちゃん向けおはなし会の参加者が増加しました。

さらに、図書館員が0歳児向けに選書し「はじめて出会う絵本パック」を作り、0歳児からの図書館利用登録、貸出を推進しました。



③ ボランティアとの連携や育成

ア. 市立図書館の約30団体で構成されたのボランティア団体の定例会に出席し、市立図書館と図書館ボランティアとの相互の情報交換を行いました。

「としょかんフェスティバル」や「おはなし会」、「こどもとこどもの本の講座」など連携して行いました。

イ. NPOとしょかん広場と学校図書館ボランティア、学校図書館運営支援員、図書館ボランティア、図書館員との情報交換や意見交換の場を持ち、相互の連携を深めました。

また、学校図書館ボランティアの勉強会に図書館員が参加し、ストーリーテリングやブックトークを行い、相互の資質向上に努めました。

ウ. 市立図書館ボランティアや学校図書館ボランティアへの情報提供の一つとして、読み語りにおすすめの絵本のリストを配布し、活動を支援しました。

④ 子どもの本に関する講座や講演会の開催

子どもの本の研究者や作家を招いての講演会、自然科学に関する講座や手づくり絵本教室、わらべうた教室や手話講座など様々な分野で、子どもの興味を広げる講座を継続して実施しました。また、赤ちゃん向け、幼児・小学生向け、大人向けのおはなし会も継続して行いました。

⑤ 児童書の整備・充実・活動

児童書の整備拡充については、平成28年度末の蔵書が約21万5千冊であり、5年間で約1万6千冊増加しました。各図書館・図書室の児童担当職員による選書会議を定例的に開催し、市内全域での蔵書の調整、整備充実につなげました。

青少年部門においては、高等学校図書部の生徒と連携し、青少年コーナーの整備や広報紙の発行に取り組みました。

また、「子ども読書の日」に合わせて、「おたのしみ袋」の貸出しや「図書館クイズ」など趣向を凝らしたイベントで貸出しの増加につなげました。

⑥ 図書館員の研修

県主催の実務研修会へ多数の図書館員が参加し、「レファレンスについて」や「出版業界の動きと現在の書店」などについて学びました。また、市立図書館（室）全体で職員研修を実施しました。

⑦ 他機関との連携

県学校図書館研究大会、県高等学校総合文化祭図書部門（ライブラリーフェスティバル）へ講師として、図書館員を派遣しました。また、国立諫早青少年自然の家でのキャンプへ出向き、夜のおはなし会を開くなど連携事業にも取り組みました。さらに、民間団体などと連携し、鉄道模型運転会、ミニ水族館など、様々なイベントを開催しました。

【課題】

市立図書館と学校との連携については、学校図書館教育担当教員と市立図書館員との連携や情報共有などについて検討が必要です。

また、幼稚園等をはじめ、市こども支援課や健康福祉センター、こどもの城など子どもに関わる様々な機関との連携についても具体的な取組を進める必要があります。

さらに、子どもの本に関する催しや活動について多方面への積極的な広報が必要です。

これまでの事業を継続するとともに、さらなる図書館員の質の向上が求められています。



〔ブックスタート〕



〔ボランティアとの連携〕

(2) 今後の方針

子どもへの読書活動の推進は、図書館サービスの根幹を成すものであり、一層の充実を進めます。

読書への関心を高めるため、「子ども読書の日」や夏休み等に様々な催しに取り組むと共に、趣向を凝らした展示を通して本への興味を高めます。

乳幼児に対しては、ブックスタート事業及びプレ・ブックスタートを継続し、実施率100パーセントを目指します。また、フォローアップ事業として図書館ボランティアが行う子育て支援活動の紹介や連携事業に取り組みます。

そのためには、学校及び幼稚園等をはじめ、こども支援課や健康福祉センター、こどもの城など子どもに関わる市機関との連携はもちろん、高等学校図書部や各種ボランティア団体との連携も積極的に進めます。

(3) 具体的な取組

① 児童・青少年コーナーの整備・充実

- ア. 各図書館・図書室の児童担当職員による合同選書会議を継続して実施し、市内全域での蔵書の調整、充実に努めます。
- イ. 乳児期、幼児期等、発達段階に合わせたコーナー作りにより、子どもが自ら選ぶ楽しさを伝え、読書習慣の形成につなげます。また、調べる意欲につながるような展示を工夫します。
- ウ. 児童期から青少年期への継続した読書活動を進めるため、カウンターでの案内やコーナー表示を工夫します。青少年コーナーにおいては、中学生や高校生の参画など10代の感覚をコーナー作りや広報誌の発行に活かします。
- エ. プライバシーに配慮したセルフ貸出機等の設備の充実により、青少年期の読書活動の活性化につなげます。
- オ. 読み語り活動を行う市民に対し、季節行事に関する資料や大型絵本等の貸出を充実させます。また、学校図書館や子どもの文化に関する本を整備・充実させ、子どもの読書活動に関わる人々を支援します。

② 子どもを対象とした講座の開催

子どもの本への興味がより一層広がるよう、幅広い分野の講座や子どもを主体としたイベントを開催し、読書への関心を高める取組を行います。

また、広報誌やホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、多方面への広報を積極的に行います。

③ ブックスタートと子育て支援

子どもの読書推進において、ブックスタートは、特に重要な事業です。乳児健診時のプレ・ブックスタートも含め、継続して推進します。

また、フォローアップ事業として、おはなし会を継続実施するとともに、市こども支援課や健康福祉センター、こどもの城、各子育て支援センターや図書館ボランティアとの情報交換を密にし、子育てに関する情報提供やイベントの実施を推進します。

さらに、市立図書館が赤ちゃんとその保護者の居場所となれるよう、図書館員と保護者が気軽に話せるような環境を整えます。

④ 市立図書館と学校図書館との交流

小・中学校に学校図書館運営支援員を配置したことにより、学級文庫や教職員への教材貸出は、利用が増加しています。より活発に利用されるよう、学校図書館の蔵書環境や授業内容に応じた細かな支援を行います。そのためには、合同研修会を通して、学校図書館教育担当教員や学校図書館運営支援員と市立図書館員との情報共有を進めるほか、各図書館・図書室の児童担当職員が計画的な学校図書館訪問を実施し、学校図書館の環境整備のための助言を行います。

⑤ ボランティアとの連携

ア. 定期的・継続的におはなし会やコンサート等の親子向けのイベントを開催し、読書活動の推進と図書館利用の習慣化につなげます。

イ. ウェスレヤン大学の学生と連携し、ビブリオバトルなどの子ども同士で本を薦め合うイベントを開催します。

ウ. 子どもの読書活動に関わる人々の資質向上やネットワークづくりのための機会を支援します。

エ. 子どもや子どもの本の研究者や作家を招いての講演会を開催し子どもの読書活動の理解につなげます。

オ. 図書館ボランティア団体が開催する研修会や勉強会へ市立図書館職員が参加し、相互の情報交換、資質向上により交流を深めます。

⑥ 図書館員の研修

県や日本図書館協会等が主催する研修機会を有効に活用し、資質向上を図ります。

図書館における読書活動の推進【評価の根拠】

■ 図書館要覧

- ① 一人当たりの児童書貸出冊数
- ② 講座・講演会の事業実施状況
- ③ 図書館員等研修状況



〔青少年コーナーの充実〕



〔子どもの本に関する講演会〕

第5章 計画の推進

本計画の推進にあたり、家庭・地域、学校・園、図書館に到達目標を定め、本計画期間内に達成できるように努めるとともに、数量的な評価による客観的な検証を行います。

また、子どもの読書に関わる、家庭・地域、学校・園、図書館などの子ども読書活動取組状況をとりまとめ、前記の数量的な評価とあわせて総合的に検証し、かつ、フィードバックすることによって計画の実効性を確認しながら推進します。

1 家庭・地域における読書活動の推進

① 「親子読書活動10分間運動」の取組状況

小学校区 2017年度 86% → 2022年度 100%

<取組小学校数/市立小学校数>

中学校区 2017年度 64% → 2022年度 80%

<取組中学校数/市立中学校数>

② 公民館図書室における児童図書年間貸出冊数

9,461冊 → 10,000冊

(2013~2017年の年平均)

(今後5年間の年平均)

2 学校・園における読書活動の推進

① 年度末蔵書数調査（市が毎年実施、全校対象）

・児童生徒一人あたりの年間貸出冊数

小学校 2017年度 104.5冊 → 2022年度 120冊

中学校 2017年度 23.3冊 → 2022年度 30冊

・各学校の学校図書館用図書整備状況

② 研修会提出資料（学校図書館教育担当者、学校図書館運営支援員対象）

・読書週間、読書月間等の実施状況

・学校図書館行事実施状況

全校一斉「読書活動」等

小学校 週2日以上の割合

2017年度 100% → 2022年度 100%維持

中学校 週3日以上の割合

2017年度 100% → 2022年度 100%維持

- ③ 学校図書館運営支援員配置アンケート（市が毎年実施、全校長対象）
 - ・学校図書館環境整備状況
- ④ 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省が隔年実施、全校対象）
 - ・読書活動実施状況
- ⑤ 「読書の現状に関する調査」（長崎県が毎年実施、抽出校対象）
 - ・読書月間の読書率（不読者率）
- ⑥ 教職員研修等実施状況
- ⑦ 学校図書ボランティア活動状況

3 図書館における読書活動の推進

- ① 子どもの本一人当たりの貸出冊数

2017年度 22冊 → 2022年度 25冊

<市立図書館年間児童書貸出冊数/住民基本台帳年度末年少（0歳～14歳）人口>

- ② 講座・講演会の事業実施状況
- ③ 図書館員等研修状況

計画策定の経緯

《国の動向》

- H. 13. 12 「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
- H. 14. 8 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定・報告
- H. 17. 7 「文字・活字文化振興法」公布・施行
- H. 20. 3 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）
閣議決定・報告
- H. 25. 5 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）
閣議決定・報告
- H. 30. 4 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）
閣議決定・報告

《県の動向》

- H. 16. 2 「長崎県子ども読書活動推進計画」策定・公表
- H. 20. 12 「第二次長崎県子ども読書活動推進計画」策定・公表
- H. 26. 1 「第三次長崎県子ども読書活動推進計画」策定・公表

~~~~~

### 《本市の対応》

- H. 19. 8 「子ども読書諫早プラン」策定・公表
- H. 24. 4 「第2次子ども読書諫早プラン」策定・公表
- H. 30. 4 「第2次教育振興基本計画」策定・公表
- H. 30. 9 「第3次子ども読書諫早プラン」（素案）に対する  
パブリックコメント
- H. 30. 10 「第3次子ども読書諫早プラン」策定・公表